

98 明治12年3月3日 菊池長閑宛

第三号 明十二
三月三日 (長閑注記)

過月本宿より書状達し披見したるに同人ハ離縁一条ニ付ての所置疎暴に涉りたるを深く悔其後双方打解たるを喜て云送たり斯自分の過ちを悔たる上ハ又深く咎るにも及間敷此後ハ何義なく互の親み故の如くならん事を願ふ一体何ても思事ある時ハ直に遣り出すハ本宿の性分と覚ゆれハ何も別段深き考もなく横田伯母君迄彼手紙を書たるならん南部信方君より安着の為知状到着し安心セリ阿波の同人内に居事も為知来たり去冬ハ余り厳寒もなく過たり□雖^(トカ)卅当月ハ殊の外寒かるへしと思ふ三月風と唱て其冷さ骨身に徹り一年中尤凌難月なり雨も此より四月に掛て

度々降るなり然し日本の入梅と云ふ様な極りたる雨降時節ハ当地になし支那人の移住を減する議案ハ過日両議院を通りたるか大統領ハ右議案ハ支那帝国との条約面に背として差戻したり当時支那人の当国に居者凡十万人と云ふ彼等ハ余の日雇其他の職人よりハ安給金にて働故自然当国の手間取共ハ其仕事を取られ夫より不平を唱し遂に右議案を議院に持出すに至たるなり支那人ハ不行状とか不潔とか当国の風に化せぬとか色々の小言あり去氏当国ハ世界晴ての自由国と自謾^(マヤ)し誰か来様か何を仕様か国安を害せぬ以上ハ構はぬと云ふ立前にハ少し外れる様なり「ニウヨルク」ヤ当府の新聞紙ハ議院の所作を厳く^(マヤ)こなし付たり

尊父君

武夫

本宿ハ御祖母君に対してハ何とも申訳ないから宜く慰め呉ると云送り

(長閑注記)

「四月廿日達し三十九ヶ日

同月三十日此方第四号ヲ以返事」